

魚健手第1号 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査（高校生以上64歳以下）
（単価契約）
業務仕様書

1.検査の種類

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査業務（唾液採取方法）

2.契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3.検査日

契約期間内において、魚沼市の休日を定める条例（平成16年魚沼市条例第2号）に規定する休日（いわゆる「閉庁日」）を除く、市の指定する日とする。

ただし、検査開始は、令和4年5月1日からとする。

4.履行場所

魚沼市 小出島 地内

5.業務内容

本検査は、検査日（検体を採取する日）において魚沼市に住所を有する高校生以上64歳以下の者で、行政検査の対象にならない者が本検査を希望した場合に実施するものとする。

契約期間中、本市の高校生以上64歳以下の100人程度の検査数を見込む。

6.検査キット

本検査に必要な資機材（以下「検査キット」という。）は、受託者において1人分のセットとなるように小分けし、市役所本庁舎に必要人数分を備え付けるものとする。使用した分は、受注者が随時補充するものとする。

受注者は、市職員に対して、検査キットの取扱い説明を行う。

7.検体の採取

検査を希望する者（申込者）は、市役所で検査を申し込み、検査料の支払の後、市役所職員から検査キットを受け取り、採取方法について説明を受け、自宅で検体を採取する。

8.検体の回収

市は、検査日に申込者から検体を受け取り、魚沼市役所本庁舎に集積する。

受注者は、検体がある場合は随時本市役所本庁舎で検体を回収し、検査を行う。

回収方法の詳細は、市と受注者との別途協議する。

9.検査結果

受注者は、検体回収の翌日、当該検査に係る結果を本市の指定する方法により介護福祉課に速報し、併せて本市に対して速やかに文書（一覧及び個別）により通知する。

10.その他

- (1)関係法令により適切に対応すること。
- (2)当該検査を実施する上で知り得た個人情報、適切に取り扱うこと。また、業務の目的の範囲を超えて使用しないこと。
- (3)検査資材の配付、回収費用については、検査費用に含めること。
- (4)受注者は、検査に必要な研修を市職員に対して実施すること。
- (5)当該検査実施に伴い生じる事務処理の軽減に努めること。
- (6)本業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、本市と受注者は、その都度協議を行い、決定する。